

最適化事業における技術協力業務 (技術提案) の概要とポイント

●資料中の凡例

基本協定書：技術協力業務に関する基本協定書

特記仕様書：技術協力業務の業務委託特記仕様書

説明書：技術協力業務のプロポーザル方式に関する説明書

設計特記仕様書：設計業務の業務委託特記仕様書

ガイドライン：「建設工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和4年6月）」（防整施第12161号。4.6.23）

技術協力業務の概要（最適化事業の場合）

技術協力業務委託特記仕様書（7 業務仕様）

（1）計画準備

業務に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

（2）実施設計の確認

設計者が行う摂家業務の内容に対して、技術提案が適切に反映されていることを確認する。

また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。

設計の内容について疑義がある場合は、監督官に報告し指示を受ける。

（3）施工計画の作成

設計者が行う設計業務の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成する。

（4）技術情報等の提出

発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び実施設計業務への反映の際に必要となる、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出する。

（5）全体工事費の算出

設計者が行う設計業務の内容に応じた全体工事費を算出する。

なお、全体工事費の算出方法については、実施設計業務の進捗に応じて監督官と協議するとともに、監督官の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出する。

（6）関係機関等との協議資料作成支援

発注者が行う地元及び関係行政機関との協議、学識経験者への意見聴取の資料について、施工の観点からの助言や、技術情報の提供により支援を行う

（7）技術提案

本業務に係るプロポーザル方式の手続きの際に提出した技術提案の内容に関わらず、適切な工期設定（4週8休）のもと、コスト抑制や事業期間延伸防止、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う

（8）設計調整協議

発注者及び設計者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は〇回とし、監督官が指示する場合は管理技術者が出席する。

最適化事業への E C I 方式の適用について

最適化事業における考慮事項

- 最適化事業は、部隊運用を止めることなく集中的に短期間で工事を進めることが必要
- 工事の実施に当たっては工事が輻輳することが想定され、部隊の活動（例えば、訓練や災害時の対応）への影響を踏まえ、工事の進め方（施工計画）や仮設計画を綿密に策定することが必要
- 工事が集中する場合であっても事業の着実な進捗が求められるため、労務の確保や資材調達の状況など、地域の特性を踏まえた上で、事業の実現性を担保する計画の立案が必要
- 建替え・改修の対象施設が多く、敷地の制約や施工上の制約が多い駐屯地・基地においては、これらの課題が部隊運用に及ぼす影響が大きくなることが想定されるため、設計段階において、施工者の技術、知見を設計に取り入れることが必要



- ◆ 最適化事業として整備する個々の施設については、その仕様は明らかであるものの、これら施設を集中的に短期間で整備していくためには、上記の最適化事業における考慮事項を踏まえ、事業を進めることが必要
- ◆ このため、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、工程計画や仮設計画において、施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要であり、技術提案・交渉方式（E C I 方式）を採用

技術提案の基本事項（最適化事業の場合）

- E C I方式は、発注者、優先交渉権者、設計者の三者が有する情報・知識・経験を融合させながら設計を進めていくものであり、妥当性が説明できる限り、優先交渉権者の独自の技術※、体制、設備等を前提に仕様を決めることが可能【ガイドライン 2.2.5.(3).3】

※施工者自らでなければ設計できないような高度な独自技術を用いる提案は不可 【ガイドライン 4.4.2.(1)】

- その上で、最適化事業における技術提案は、①施工計画（全体、個別）及び②仮設計画（全体、個別）に区分して提案することとし、このうち、全体施工計画及び全体仮設計画については、技術提案を必ず実施
- 個別の建物・施設に係る提案は、最適化事業の特性、現地部隊の運用特性、敷地の状況、周辺環境の状況等を踏まえ、優先交渉権者において対象施設を選定することが可能
- 技術提案の適否は、①部隊運用への影響、②性能・機能、③コスト、④工期への影響、⑤周辺環境への影響等について、標準的な施工方法と比較し、総合的に判断

表：技術提案の区分及び提案内容

区 分	提案内容	備 考
全体施工計画	事業全体の施工計画に係る提案で、施工順序（建替え・改修順序、仮設建物の計画等）、交通渋滞・交通安全対策、幹線ユーティリティの施工方法など	必須項目
全体仮設計画	敷地全体の仮設計画に係る提案で、仮設ヤードの規模・仮囲い等、車両搬入計画及びこれに係る仮設計画、環境保全措置など	必須項目
個別施工計画	建物・施設毎の施工計画に係る提案で、施工方法、構造形式、改修工事の施工手順など	
個別仮設計画	建物・施設毎の仮設計画に係る提案で、クレーン計画、山留め計画、特殊足場の計画など	